

病児・病後児保育利用方法

事前登録

■①ご利用を希望する方は、事前に登録が必要です。（毎年度申請が必要です。）

■登録手続きは、市役所福祉課子育て支援係（松島庁舎）または生活環境課市民・福祉係（大矢野庁舎）へおいで下さい。
※印鑑、母子手帳をお持ちください。
※市外の方は、雇用証明書及び課税証明書が必要です。

■緊急の利用の場合は、病児保育施設でも登録手続きが可能です。

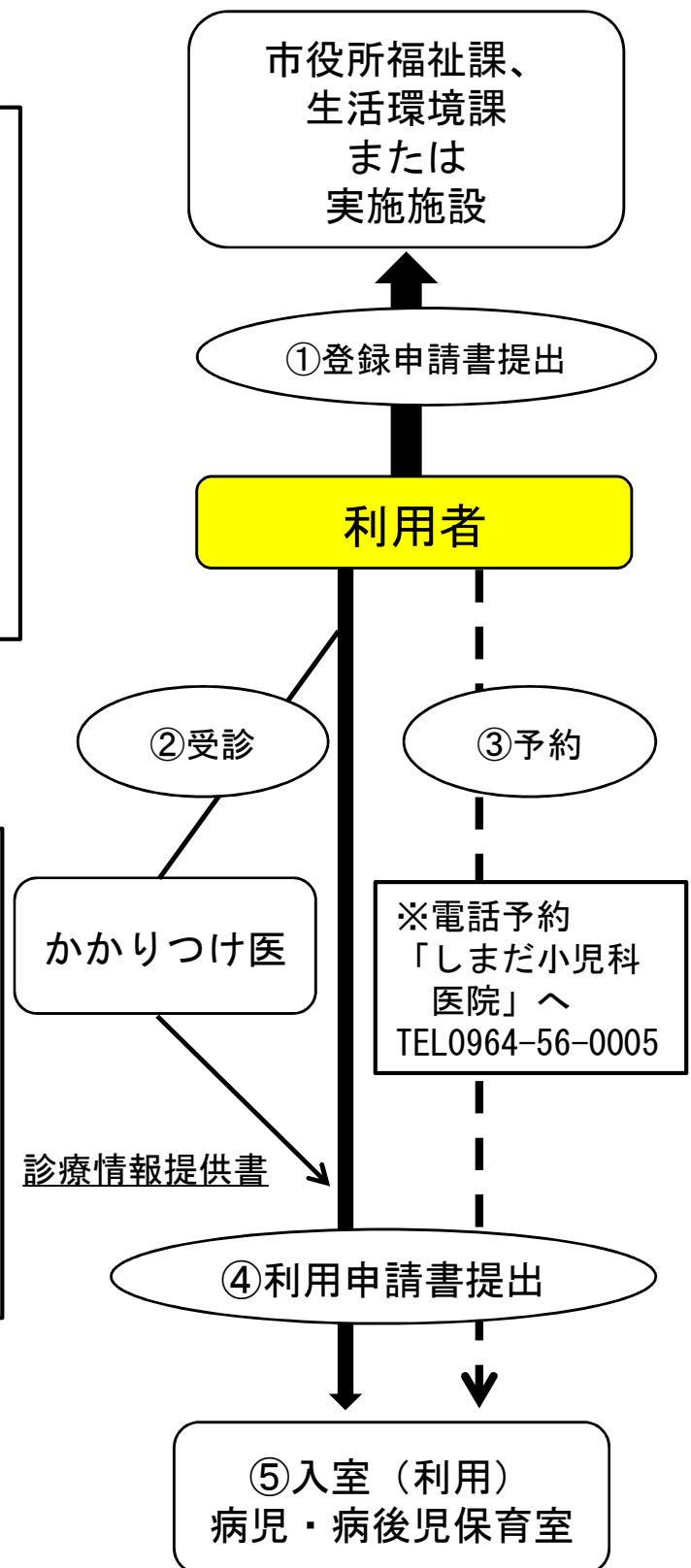
利用申請

②ご利用になる前に、必ずかかりつけ医を受診後、医師から「診療情報提供書」を記入してもらってください。

③事前（前日）に利用施設に連絡し、予約をして下さい。

④利用当日、施設に「診療情報提供書」を持参し、利用申請手続きをしてください。

⑤入室（利用）



★キャンセルする場合は、速やかに施設にご連絡ください。
（連絡がなかった場合、キャンセル料が必要になることもあります。）

★お迎えなどの時間は必ずお守りください。

上記2点については、守られない場合次回からのご利用をお断りすることもあります。